

○放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(森中守義君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

初めに、理事打合会の結果について御報告いたします。

本日の委員会においては、請願審査、継続調査要求及び閉会中の委員派遣承認要求を行なった後、放送法の一部を改正する法律案の質疑に入る予定でございます。御了承願います。

○委員長(森中守義君) まず、請願を議題といたします。

本委員会に付託されました請願は、お手元の一覽表のとおり、二百十一件でございますが、便宜上、理事会において取り扱いは協議いたしましたので、理事会の打ち合わせに基づき、請願第一七一―一七九号集団住宅電話の単独加入電話への切替えに伴う補償問題に関する請願外九件、請願第五四七号長野県内に民間テレビ局増設に関する請願外一件、請願第一二七―一三〇号岡山県内に民間テレビ放送局増設に関する請願、以上十三件の請願は、議院の会議に付するを要するものにして内閣に送付するを要するものとし、他は保留と決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木強君 ちょっと委員長、これは保留をした理由というのはわからないのですけれども、説明してもらえませんか。

○委員長(森中守義君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(森中守義君) 速記を起こして。

御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(森中守義君) 次に、継続調査要求についておはかりいたします。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査につきましては、閉会中もお調査を

継続することとし、本院規則第五十三条により、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(森中守義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成及び提出の時期等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(森中守義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(森中守義君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についておはかりいたします。

今期国会閉会中、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査のため、委員派遣を行なうと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(森中守義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

派遣委員の人数、派遣地、派遣期間等は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(森中守義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、本院規則第八十条の二により議長に提出する委員派遣承認要求書の作成も、便宜、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(森中守義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔午後三時三十分速記をこめて。〕

○委員長(森中守義君) 速記を起こして。

次に、放送法の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔午後三時三十分速記開始〕

御質疑のある方は、順次御発言願います。

○鈴木強君 郵政大臣にお尋ねいたしますが、きのう新谷委員からも、今度の放送法の一部改正の法律案の、改正の趣旨について質問がございましたが、私もきのう伺っております。公共放送のこれはもう根本的な基本に關することだと私は思いますが、そういう点で理解のまだできない点がありますから、最初にその点を大臣にお尋ねいたします。

きのうも言っておりましたけれども、放送の普及及発展の現況にかんがみ、ラジオ放送に限り受信することのできる設備を設置した者は受信契約を締結することを要しない、こういうことの理由の中に、あるいは、その普及率が九十何%とか、あるいは、その手数料が半分になつてどうも効果がないとか、そういうような御趣旨でございましたが、どうもそれだけでは私には理解ができませんので、もう少しどこか改正する趣旨というものがなかつたのでしょうか。

○政府委員(浅野賢登君) きのう申し上げておりました点は、ただいまお話しのように、ラジオのカパレージにテレビのカパレージがほとんど近づきました点、それから、かねて当委員会におきまして、そういう事態になりました場合には乙受信料は廃止すべきである、こういった御意見、御判断、こういったものが一番のポイントになっております。したがって、要するに、これはNHKという公共放送を育ててまいりましたために、それに必要とする経費を取る方法でありまして、その取り方を日本の全世帯ほとんどがテレビを持つておる、こういう事態になりました現在、当然ラジオも持つておりましたし、テレビを一つの取り方の目標として、ラジオの分も全部取る、こういう形にしたいだけあります。ですから、公共負担という性質そのものも変わっておりませんし、ただし書きに、この案のようにつけ加えただけでございます。性質そのものは変わっておりません。

○鈴木強君 いろいろ申されるが、理論的にはつきりとわれわれが納得できるだけの説明ができません。いのですよ。できないはずなんです。このいきさつは、何回か言っておりますが、政治的に総理の発言から始まって今日に至つておるのですから、私はこの前のNHKの四十二年予算の審議の際にもその点をお尋ねしてあるわけです。だから、すでにあのときに四十一万件、約二億四千七百万です。ね、こういうものを、免除範囲を拡大してやりになりましたあのときにも、従来の免除基準といいますが、そういう関連からして、いろいろな問題点があつたわけですね。ですから、私たちは、いろいろ、基地周辺の問題を含めて、もっとやるならばやってもいいという、そういう意見も出したのだが、これは国家的な立場で考えていただかなければという会長の御説明がありました。それは一応おくとしても、すでに四十二年度は無理をして、この範囲を拡大して二億数千万の免除をしているわけですから、それで大体効果を達していることと思つて、これは要するに、総理の、十月からやる、あるいは四月からやるというように、そういう御発言もあつて、しかし、考えてみたら、放送法があるから、放送法を変えない限りはできないということに気がついたので、やむを得ずそういう便法的な措置をとつて総理の発言というものは政治的に解決したのですよ。そこで、四十三年の四月一日からやるということにして、小林郵政大臣は強引に放送法の改正ということに踏み切つてきたわけですね。われわれはかねてから、電波法、放送法の改正については、臨時放送関係法制調査会の答申もあり、早くこの改正案を出すようにということで、大臣もそのつもりでやられたと思つておりますが、結局、それができなくて、これだけ切り離してやつてきた、こういう政治的なやはり経緯の中で私は今回の法改正がやられたと思うのですよ。ですから、これは監理局長が説明してみたら、大臣が説明してみたら、一つもわれわれ理論的に納得できるような説明はしてもらえないのは、そこにあるんですね。どうも私は、一國の総理がお述べになつた発言ですから、それを担当の所管の大臣として一生懸命にや

ろろということは、これはわかりますけれども、もともと無理をした発言なんだから、だから、私は、そういう意味では、この法改正というのは非常に無理をしたものである、こう言わざるを得ない。

それから私はNHKの基本の問題についても伺いますが、特にこの三月三十日のNHK予算の審議の際に、前田会長もいろいろ述べておられますね、この私の質問に対して、いろいろ経緯を申し上げたのですが、その質問に対して、「将来の問題として、この放送法に根拠があるのでありまして、唯一の根拠でございまして、私どもとしてはこの放送法の精神を守ってまいりたいと考えております。ただ放送法との法理論だけではないに、先ほど申し上げましたテレビジョンの置局のいわゆるカバレッジの拡大と実際上の問題、あるいは物価の騰勢あるいは経済社会の実情等勘案して、われわれの事業計画はどの方向に将来重点をおくべきか、その事業計画の重点施策と関連して、社会的に必要と思われる限度における聴取料の額を将来やはり第三次長期構想と関連して考えていくことは当然でありまして、その意味においては私も私どもも独自の立場から、先ほど申し上げましたように第三次長期構想の確立と関連して、近い機会に、良識を集めた、内外の良識を集めた料金問題の特別の委員会を持ちたいということをお私に考えているわけでございます。こういふふうにお述べになっておられるわけですが、当時また、どの程度まで免除したとき、もてるのか、おそらく第三次長期計画というものが考えられておられるのだから、将来そういう問題等の関連で、一体それ以上上げておられるのか、あるいは、もつと下げるということになるのか、その点は一体どこまでもつか、こういふ質問をして、大体四十二年、四年くらいまでは、要するに、料金値上げというものはあまり考えずに、そういう計画を立ててやりたい、こういふ趣旨のことも前段で述べられておられるわけです。ですから、私は、それが正しいのであつて、そういう長期構想の中で十分検討した上で、受信料金というものをどうするかということを考えておきませんと、ただ、さつきも言ったような政治的な一つの流れの中でやられたのでは、われわれはまだ、将来第三次長期計画がどうなっていくかというところは、協会の会長の基本方針ではわからないんです。私はそれを示していただきたい。そして、なるほどこういふ計画であるのだが、これだけの七億近いものをなくしても絶対自信が持てる、もし不幸にして何か情勢の変化があつたときには、これは郵政大臣として責任持つて、それらの計画について、財政投融資なり、あるいは放送債券なり、あるいはいろいろな意味において、協会の財政については責任を持つというふうな、そういうのはつきりした言質がない限り、われわれ責任を持つて、この公共放送の性格上から、よろこびましたと言えぬのです。ただ、だれだつたになつたはうが、いい、安いほうがいいのですから、これ賛成するのだが、しかし、経営基盤というものが料金によつてまかなわれている以上は、その料金というものが一体だれじようぶかどうかということも明確に皆さんがここで言つてくれなければ、やはりこれはわれわれとしては自信持つていけないということとですよ。だから、私は、どう説明されてもなかなか理解がいかないというところはそこにあるので、普及率とカバレッジの問題については、おとついでですか、大臣がごつちやにされたような答弁をしたように思ふのですが、私の調査では、サービエリアの点からいふと、なるほどテレビは九五・五％、中波の第一が九九・七％、第二が九八・六％、FMが八七％ですが、普及率はテレビの場合にはまだ八〇・二％で、ラジオを含めても普及率は九〇・一％となっております。大臣はこの点を取つて違えていたように思ふ。いすれにしても、そういう八〇・二％程度の普及率でございますから、まだこれ約二〇％程度テレビを持っていない人があつて、そういうところも考えてみると、もう少し慎重であつてほしい。われわれは

いのであつて、そういう長期構想の中で十分検討した上で、受信料金というものをどうするかということを考えておきませんと、ただ、さつきも言ったような政治的な一つの流れの中でやられたのでは、われわれはまだ、将来第三次長期計画がどうなっていくかというところは、協会の会長の基本方針ではわからないんです。私はそれを示していただきたい。そして、なるほどこういふ計画であるのだが、これだけの七億近いものをなくしても絶対自信が持てる、もし不幸にして何か情勢の変化があつたときには、これは郵政大臣として責任持つて、それらの計画について、財政投融資なり、あるいは放送債券なり、あるいはいろいろな意味において、協会の財政については責任を持つというふうな、そういうのはつきりした言質がない限り、われわれ責任を持つて、この公共放送の性格上から、よろこびましたと言えぬのです。ただ、だれだつたになつたはうが、いい、安いほうがいいのですから、これ賛成するのだが、しかし、経営基盤というものが料金によつてまかなわれている以上は、その料金というものが一体だれじようぶかどうかということも明確に皆さんがここで言つてくれなければ、やはりこれはわれわれとしては自信持つていけないということとですよ。だから、私は、どう説明されてもなかなか理解がいかないというところはそこにあるので、普及率とカバレッジの問題については、おとついでですか、大臣がごつちやにされたような答弁をしたように思ふのですが、私の調査では、サービエリアの点からいふと、なるほどテレビは九五・五％、中波の第一が九九・七％、第二が九八・六％、FMが八七％ですが、普及率はテレビの場合にはまだ八〇・二％で、ラジオを含めても普及率は九〇・一％となっております。大臣はこの点を取つて違えていたように思ふ。いすれにしても、そういう八〇・二％程度の普及率でございますから、まだこれ約二〇％程度テレビを持っていない人があつて、そういうところも考えてみると、もう少し慎重であつてほしい。われわれは

何とか安い料金でできないだろうかという気持ちがありましても、意見も出ておられますが、それならそれで、もう少しそういう点も整理して、われわれにお答えをいたさないかと、なかなか納得がいかないというのが実情です。どうでしょう。これ、カバレッジの問題、あるいは普及率の問題、あるいは集金の問題等、集金の半分が手数料になるというところで、それならば、集金の手数料というものがどういふふうな実態であるのか、これを合理化すればいまの半分か三分の一になる、あるいは、もつと減るのかどうか、そういう点についても具体的に検討してもらつておられるでしょうか。私はそういう点についても、もう少し自信のあるところを聞かしてほしいと思ふのです。

○國務大臣(小林武治君) この法律を出したいきざつについては非常な御理解があつて、私どもは、つこうだと思ひますが、これはどういふふうな理解されることもつこうであります。ただ、これを理論的にどういふことになると、私もあまり頭がよくないから、あまりはなやかな理論などというものはなかなか私には考えられない。しかし、要するに、こういうものはきめ方の問題であるのです。こういうふうなきめる、ああいふふうなきめるというところで、なぜとらば、私は前に申したように、NHKを経営するに受信料でやるといふことにきめただけであつて、税金でやっているとあるれば、放送そのものについては商業放送もある。日本ではこういう受信料をいただいて、そして公共放送をやる、こういうことをこの法律によつてきめた、したがつて、放送法そのものによつてNHKが存在しているということ、は、もうどなたも御承知のとおりでございます。さういふわけでございまして、私もはむしろ、もつと卑近なこと、テレビもラジオも大体同じ程度になつてきたのですから、わずか一％くらい、さういふめんどうなものを取らぬでも、もうNHKの財政そのものには大きな支障がない、さういふふうなことから出ておるので、いまの、徴収費が

らんとかかるとか補提が非常に困難であるという、このこと自体が非常にめんどうな問題だ、さういふめんどうなものをせぬでも、もうテレビの視聴者からいただければ協会のやつていける、さういふ何とないもので、理論としては非常にむずかしいと思ひますが、要するに、これがなくても、ああいうめんどうなものはいただかぬでもやつていけると思ふ。また、NHKそのものの計画を見ましても、たとえば最初この五カ年計画をつくつたときの数字と、それから実際にやつてきたときの数字とを比べてみれば、よくおわかりになりますように、テレビなどは全くそれは異常な発達を、普及を来たしておるので、これは要するに、NHKとしては全然予期しないような非常なたくさん収入が出てきたと、さういふこともさういふことではないのでありまして、それらに比べれば、このめんどうなラジオ受信料などは、さういふふうな影響もなくて済ませるんじゃないかと、さういふふうには私に考えておるのであります。したがつて、いきさつはいま鈴木委員が申されたようなこともございしますが、とにかく、さういふものはやめても、要するに、根本的にいふと経営にたいした支障を来たさないでやれる、それから今後においても来たさないうち、さういふことを考えておるのであります。まして、もしこれがそのために非常にNHKの経営が困難になるといふことになれば、やはりこれは政府の責任でもございまして、財政投融資でも、いろいろな方法といふものは十分これは考えられるので、さういふ心配をせぬでも、もうわれわれは責任を持つて、さういふ立場から出ておるといふふうなひつと御了解願いたいと思ひます。

○鈴木強君 その点はわかりました、私はちよつと大臣ね、理屈っぽく言うけれども、日本にこの公共放送というものが発足して今日までやつてこられたのですが、その趣旨というのは、やはり放送法にも示されているように、何ごとにも右

らんとかかるとか補提が非常に困難であるという、このこと自体が非常にめんどうな問題だ、さういふめんどうなものをせぬでも、もうテレビの視聴者からいただければ協会のやつていける、さういふ何とないもので、理論としては非常にむずかしいと思ひますが、要するに、これがなくても、ああいうめんどうなものはいただかぬでもやつていけると思ふ。また、NHKそのものの計画を見ましても、たとえば最初この五カ年計画をつくつたときの数字と、それから実際にやつてきたときの数字とを比べてみれば、よくおわかりになりますように、テレビなどは全くそれは異常な発達を、普及を来たしておるので、これは要するに、NHKとしては全然予期しないような非常なたくさん収入が出てきたと、さういふこともさういふことではないのでありまして、それらに比べれば、このめんどうなラジオ受信料などは、さういふふうな影響もなくて済ませるんじゃないかと、さういふふうには私に考えておるのであります。したがつて、いきさつはいま鈴木委員が申されたようなこともございしますが、とにかく、さういふものはやめても、要するに、根本的にいふと経営にたいした支障を来たさないでやれる、それから今後においても来たさないうち、さういふことを考えておるのであります。まして、もしこれがそのために非常にNHKの経営が困難になるといふことになれば、やはりこれは政府の責任でもございまして、財政投融資でも、いろいろな方法といふものは十分これは考えられるので、さういふ心配をせぬでも、もうわれわれは責任を持つて、さういふ立場から出ておるといふふうなひつと御了解願いたいと思ひます。

らんとかかるとか補提が非常に困難であるという、このこと自体が非常にめんどうな問題だ、さういふめんどうなものをせぬでも、もうテレビの視聴者からいただければ協会のやつていける、さういふ何とないもので、理論としては非常にむずかしいと思ひますが、要するに、これがなくても、ああいうめんどうなものはいただかぬでもやつていけると思ふ。また、NHKそのものの計画を見ましても、たとえば最初この五カ年計画をつくつたときの数字と、それから実際にやつてきたときの数字とを比べてみれば、よくおわかりになりますように、テレビなどは全くそれは異常な発達を、普及を来たしておるので、これは要するに、NHKとしては全然予期しないような非常なたくさん収入が出てきたと、さういふこともさういふことではないのでありまして、それらに比べれば、このめんどうなラジオ受信料などは、さういふふうな影響もなくて済ませるんじゃないかと、さういふふうには私に考えておるのであります。したがつて、いきさつはいま鈴木委員が申されたようなこともございしますが、とにかく、さういふものはやめても、要するに、根本的にいふと経営にたいした支障を来たさないでやれる、それから今後においても来たさないうち、さういふことを考えておるのであります。まして、もしこれがそのために非常にNHKの経営が困難になるといふことになれば、やはりこれは政府の責任でもございまして、財政投融資でも、いろいろな方法といふものは十分これは考えられるので、さういふ心配をせぬでも、もうわれわれは責任を持つて、さういふ立場から出ておるといふふうなひつと御了解願いたいと思ひます。

立て、国民の立場に立つて中立公正な報道をやっていくと、そういうためには、やはり受信料というものによってまかなうほうがよろしいだろうと、こういう趣旨から公共放送が生まれたと思うんですね。ですから、そういう公平な負担、公正な負担ですね、そういうものからいいますと、やはりその精神だけはどうしても貫いていく必要があるんじゃないかと、こういう気持は持っているものから、私も甲契約、乙契約というものが、やはりテレビとラジオと、大臣がおっしゃるように、ほとんどテレビが発達してきた、だから、ラジオを持っていて、テレビを持っていて人が大体こう同じになって、ラジオの料金払ったり、テレビの料金払ったりするのはたいへんだから、まあ五十円のを三十円ですけれども、三十円ですか、テレビ、ラジオのほうは、それからラジオの場合は五十円と、こういうふうに甲乙きめたわけですね。ですから、そういう趣旨からいって、それぞれの立場においてやはり公共放送にみずから自信を持って、プライドを持って参画している、こういう気持もあると思うんですね。ですから、まあそういうのも、生活困窮の方とか公共施設とかというものは、これはやはり減免をしなければならぬでしょうし、また、基地周辺の場合でもそういうことが出てきて、大臣の基準というものによってNHKが認可をもらって減免をやってきたわけですから、まあそういう趣旨からいって、私はここで、ラジオの受信料というものが甲契約の場合には払うんだが乙の契約だけよろしいと、しかも、その内容を見ると、生活困窮者でも何でもない、パーや喫茶店や、りっぱに商売をやって、ステレオを持ち込んでやっておる場合もあるわけですから、この人たちに對して、はたしてラジオの料金というものを免除することが全体の国民の気持ちとしてびびりくるのかどうなのかということも私はやはり考えていく必要があると思うんですね。それからカーラジオオにしてもそうです。三百万台という、こういう自動車が発達して、これを捕提することは困難

だとやうなものですけれども、私は、これはもうほんとうに陸運局その他とも連携をとりつつやったら、時間がかかるかもしれないが、捕提できないわけでもないと思うんですね。ですから、そんなことを考えてみると、まあ受信者として公共放送を自分たちのものだといふ、そういう気持ちでやっている。現に国際放送に對して四億なり七億なりの負担をNHKがやっておるわけですから、政府は一億二、三千万の交付金を出してありますが、こういう問題についてもやはりいろいろな受信者から見ると意見があると思うんですね。一体、このラジオの番組編成、経営に對して、NHKがどの程度の金が一年間かかっているでしょうか。まあそういうこともやはり公平に分担していくといふ、そういうことがやはりこの公共放送の私は基本だと思えますからね。そういう問題があるものから、私はここで、どうもその分だけですね、全部なくしちゃおうといふことは理論的に合わないような気がするものから、そこらの点も、やはり将来の公共放送という関係で、公共企業体という基本の問題と関連を以てはつきりしておく必要があるだろう、こう思うから、少しくどいようですが、お伺いしているのです。

○政府委員(淺野賢澄君) 自動車の点から申し上げます。おっしゃいます点、まことにごもっともであります。自動車の点その他ありますが、自動車の場合に、とにかく二十五年ごろ取り始めましたところは、自動車は相当せいたくなものであつた。一台二、三百万、少なくとも当時のお金で二、三百万、こういう時代でありました。法律上は、「受信設備を設置した者は」と、こうなっております。「受信設備を設置した者は」受信料をちゃんとだいたいたしますと、こうなっております。その具体的な取り方、内容につきましては、郵政大臣の認可によります受信規約によつておるわけでございます。といふことは、そういう取る対象につきましては、時と時代によつてやっばり考え直していく。したがしまして、十数年前におきましては、世帯として見ました場合、とても自

動車は一つの世帯内のものとは考えられない。独立のまあ世帯としてちやうだいたははるが、こういう考えであつたと思つて。しかし、現在におきましては、もう自動車も大衆化しまして、月賦で買える時代になってまいりますと、むしろ、そういう特段の扱いをするほうが時代にそぐわなくなつてきておる。こういうふうな考えられまして、自動車のほうはこの際やめるように。そしてまいりますと、あとに残りますものはほとんどもうなくなつてくるわけでありまして、まあやっばりNHKという公共放送を育てていくことをまず考えることが一番おっしゃいますように、大事でございます。その財政的な基礎が保てるならば、なるべく料金を取る方法も単純化すべきであるといふことで、とらえ方を變えたわけでございます。その料金の対象その他は變つていない、かように考えております。

○鈴木強君 いろいろまあ言ひけれども、基本的にはNHKがラジオ受信料あるいはテレビ受信料によつてまかなわれておると、そういう性格の本の問題について、このことによつていささかも變わりはないのだと、そういうことは言えるでしょう。この点はどうなんですか、これは。

○国務大臣(小林武治君) 私は前にもお答えしましたが、變わりはないと、要するに、そういう一つの公共負担によつて育てるなんといふことは、いまもうどうかと思つて。維持発展させると、こういうことで、NHKはもうそういう時代でない。維持し発展をするには、いわゆるもうラジオの放送網はいろいろあるから、ラジオもテレビもいろいろある、こういうのをひくるめて、要するに、NHKの放送受信料と、こういうふうに一合理化していったらいいんじゃないかと、それがNHKの維持、経営の經費になるのだ、こういうことになつていふと思つておるわけだ。

○鈴木強君 これは、その点わかりました。甲の場合には、テレビとラジオだけれども、実際にもテレビで十分用事果たすのですからね。実際には

ラジオ持っていない人いるのですよ、ラジオ要らぬという人が。そういう人たちは三百円のテレビ料だけで何とかしてくれと言ひのだけれども、そういうのできるのでしょうか。できないでしよ、三百三十円だから、契約は。

○国務大臣(小林武治君) 私は、これはこういうふうな考えたいのです。その三百三十円を構成するときですね、あるいは甲乙と構成するときには、ラジオが五十円で、ある程度ラジオも含まれて、テレビを持っておる方からも三百三十円をいただく、こういうことになってはいますが、今度はそれを一括して、とにかく、放送の受信料としては三百三十円ですと、こういうふうな、これはきめ方であつた。だから、きめればいいんです。だからして、三百三十円のとときは二十四なり三十円ラジオに入つていたと、そういう積み上げ方式はあつたかも知れませんが、これからはそういうことにかかわりなく、放送受信料は三百三十円だと、こういうふうな觀念したいと私は考えております。

○鈴木強君 それは、大臣がおっしゃるけれども、甲をきめたときのいきさつがあるんですね。ですから、甲といふのは、テレビは三百円、ラジオは五十円なんだが、テレビとラジオを持っていて、二十円まで三百三十円と、こういうふうにしてきているんですね。だから、ラジオを廃止するのならラジオの分だけなくしてくれ、そうすれば三百円で済むんじゃないか、三百三十円は納得できない。ラジオのほうはテレビの金で十分まかなつていけるんだといふことだったら、私はテレビしか見ませんから、ラジオは契約しませんが、テレビだけしか契約しませんが、三百円にしてくれと、こういうことだったら、どうしますか。いま大臣のおっしゃるような觀念でやろうと思つても、なかなか納得しないと思つておる。

○国務大臣(小林武治君) これは前にきめたときのことだから、そういう意見も出てきますが、しかし、これから放送受信料は三百三十円ですと、こういうふうな新しくきめる、こういう

ふりなことにひとつしたらどうか。それで、たとえは今度のラジオ料を取らないということについても、どうも前から、ラジオというものの免除は、負担力がないとか、あるいは社会福祉の問題だとか、こういうふうなことを考えてあいつり免除基準をつくってきたから、これにとらわれて困る、そうじゃないのです。ラジオそのものはいただかないようにしよう、こういうことで、前からの考え方は或る程度ここで変えていかなければならぬと。いまの三百三十円の問題も、積み上げるときはそうであるが、これから放送受信料というのには三百三十円にいたしますと、これは来年の予算をおきめになるときにきめ願うわけです。そういふふうには私どもは考えております。

○鈴木強君 大臣がごだわるなと言つたので、みんなに聞いてみてください。受信者にラジオの料金を今度は取らなくなると、ただし、テレビを持っていてる人は別ですよ、こう言っているんだから、実際にはラジオを持っていてる人は免除になると、こういう宣伝ですから、じゃあ三百三十円といういきまは、三百円がテレビだと、ラジオは五十円もらうところだが、二十円まで三十三円だと、こう言われたんだから、この際、おれのほうのラジオもまけてもらえないだろうかと、この際、おれをみんな持つわけですよ。ですから、大臣の言われることもわかりますが、そうであるのであれば、来年、とにかくテレビを持っていてる人たちが対象になるわけでしょう、そうでしょう。ラジオは、いふならば一応免除したほうがいいことになつてしまふわけですね。そうすると、一応、これはどういふ契約になるか知らぬけれども、契約した人たちは三百三十円払うんですよ、そういうことになつちゃうわけですよ。それならば、ひとつこの際、三百三十円ということについて、もう少し検討する必要があるんじゃないか。これは、会長が言われているように、何か料金問題に関する特別委員会をつくつておやりなると言っているから、そういう委員会なりつくつて検討しても

らつて、なるほどとつともだといふ回答を出してもらえば、国民は納得すると思ひますが、大臣の言うよりなことでは、少し乱暴過ぎる気がするんだから、だから、その辺の理屈をうまくやつてもらわぬと、なかなか受信者は、大臣のおっしゃる通りに、私はそう考えないと思ひますがね。

○国務大臣(小林武治君) これは、鈴木さんのような議論が出てくるのは当然であります。当然であるが、しかし、これはもう、そういうふうなことから納得してもらわぬといふことでは、実は、これは当然のことながら、ラジオの受信料はいつきまるかという、法律の規定によれば、予算をおきめ願つて、その予算の中にそれが入つてきて、そうして自然にきまると、こうなつておりますから、今度乙を廃止すれば、あるいは、いま私どもが言うように一本化する、放送受信料とかなんとかという一本になる、そこでもつて、予算の根拠となる、たとえば三百三十円というのには放送受信料一本だと、こういうことを今度これから国会で予算審議の際におきめを願わなければならぬ。で、いま鈴木さんがおっしゃるような疑問が出てくるということは、私はやはり当然だと思ひます。しかし、そうでなくて、今度は、放送受信料はこれ一本ですよ、という御理解を得るようなことをいろいろこれから考えなければならぬといふことは、お話のとおりでございます。したがつて、また、いまの、それじゃ三百三十円が適当かという問題はやはりあり得る問題だと、かように考えます。

○鈴木強君 それなら私はよくわかるんですよ、大臣のおっしゃる通りに。ただし、その場合に、今度は協会の会長に、これは非常に大事なことから、この際御意見を承つておいたほうがいいと思ひますが、あなたが言われるように、放送法を守つていく、放送法のたてまはそれとおりでありますが、そのことを守つていくというのなら、あなたが非常に慎重に、しかも、将来を見通して言われている意見というものは、非常に大事なものだと思つて、私はここに赤線を引いて持つ

ているんですが、その中に第三長期計画といふのが八月ごろでできますね。それを基本にして来年度予算をきめるわけでしょう。その場合に、それとの関連において、近い機会に、良識を集めた料金問題の特別委員会、こういうものをつくつて、今後の放送料の一本化問題について検討を進めていきたいという考え方を保持しているわけですね。大臣も、あるいは三百三十円というものは変わるかもしらぬと、こういうことをおっしゃつておられます。私はそれは当然だと思ひます。ですから、その場合に、高くなるかどうかはこれは別としても、ここで私何つておきたいのは、大臣のそういう基本的な思想があるわけですから当然ですが、協会におきまして、料金問題特別委員会等におきまして十分検討されて、来年度予算のときに、今度は、放送料というものは幾らでございませうということにして国会の承認を求めるといふように、筋書きとしてはならぬでしょうか。

○参考人(前田義徳君) 私どもの立場でいいますと、全くおっしゃるとおりでございます。私どもは前回、予算審議の際にも申し上げましたように、新しい情勢と申しますか、社会の発展に必ず事業計画を基盤にして取入を考へる、したがって、繰り返すようでございますが、長期計画を立てた上で、現在の受信料の問題を、聴視者のすべての方々に御理解をいただけるような進め方を御理解をいただくという意味での特別の委員会をつくりたいと、こういう考え方を保持しているわけでございます。

○鈴木強君 その点はやわかりました。そういうふうな問題を整理していただく、受信者のほうも非常によくわかると思ひます。ですから、そこらの辺が、いままでのあれではわかりませんでした、その点が、よくわかりました。そこで、あとは具体的に、第三次五カ年計画の構想も、この前、会長から多少の骨子的なものが出ておりますから、なお私は突っ込んで、おそ

らく八項目か九項目になります。ずつときよりはお伺いしたいと思ひますが、その前に法律問題ですから、郵政省のほうに私はこういう点をもう一つ聞きたいのです。この前の予算委員会でも、私は未収金のことについて協会側に尋ねまして、佐野理事のほうからも御説明がございまして、たいへん苦勞されておられますが、未収金も多い。中には意識的に不払いというふうなことをやつておる人々もあるようでありませう。そのよつて来た原因は、いろいろあるでしょうが、そういう実情にもかんがみまして、この際、放送法の一部を改正する法律案を御提出になる際に、全般的なことはあとでまた伺ひますが、特に料金問題と関連して、前国会に提出されました自民党と社会党で意見を統一された改正案の中に、現在放送法三十二条に規定されております「受信契約及び受信料」という項目は非常に抽象的なんです。したがつて、これをもう少し具体的に變更しようといふので改正案がまとまつて、国会に提案されたのをわれわれも拝見しました。しかし、私はそれをずつと見ておきますと、このほうがずつとつきりして非常にいいですね。たとへば、従来の場合、協会と受信契約をしなければならぬといふことであつて、料金問題については第二項において「協会は、あらかじめ郵政大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない」と、ここに初めて受信料といふことばが出てきています。非常に抽象的であいまいだつたのです。そこで改正案の中では明確に、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会に受信料を支払わなければならない、ただし、放送の受信を目的としない受信設備を設置した者については、この限りでない。それから第二項目には、受信料の支払いの時期及び方法、受信料の徴収に關し必要な事項は協会が受信料規程で定める、協会がこの受信料規程を設定しようとするときは、あらかじめ郵政大臣の認可を受けなければならない、變更するときも同様だ、こうい

は、なるほどとつともだといふ回答を出してもらえば、国民は納得すると思ひますが、大臣の言うよりなことでは、少し乱暴過ぎる気がするんだから、だから、その辺の理屈をうまくやつてもらわぬと、なかなか受信者は、大臣のおっしゃる通りに、私はそう考えないと思ひますがね。

うふうな改正案になったんですね。ですから、私は、受信料に手をつけるようになったら、どうしてここまでできなかったんだらうか、こういう疑問を持つのです。そうすれば、全体として出せないことは政府の重大責任です。今度の国会で電波放送法が出られないという事は、せつかくその中を、総理の発言等もあって、郵政大臣が忠実にやられたんだらうと思えます。そうであるならば、これは一掃になぜ改正しなかつたんですか。おそらく、次の通常国会に出ている場合に、もう一回三十二条をいじらなければならぬ、そんな非能率なことをやらなくてもよかつたんじゃないですか、どうしてそこまで知恵が回らなかつたんですか。

○国務大臣(小林武治君) この問題について、もしもきまつた相談ができれば、当然これは入れてしかるべき問題である、しかし、ただ受信料の問題については、世間では事柄の公共性とか重要性からかんがみて、国会できめたいじゃないか、法律できめたいじゃないか、あるいは政府の認可をすることにしたいじゃないか、いろいろ議論があります。米価問題と同じような問題は、まだお互い政党内においても、あるいは政府間においても、きまつた意見がまだない、したがって、これは後日に譲った、こういう問題であります。中には、法律で書いたらどうか、あるいは、いま言うように、政府の認可にしたらどうか、こういう議論も私は傾聴すべき議論だと思えます。いずれも、そこまですべきではないか、もう少し受信料についてはきつりと規定をすべきじゃないか、こういう意見もあつた、こういうことは、いま検討しておつて、まだ結論は出ないからして、やむを得ず、この際の改正においては後日に譲った、こういうことでありまして、お話のように、何らかの処置をすべきである、かように考へておられます。

○鈴木強君 まま経営委員会が予算をつくつて、あなたのところへ持つていくのですから、この国会に来て、国会が最終的に承認を与える仕組みでございまして、実際に経営委員会がきめても、国会がだめだと言えはだめですから、私は両てんびんかけた一つのきめ方だと思つてます。ですから、ここまでワクをはめてあげればいいのじゃないかと、ぼくは実はそういう気持ちなんです。ですから、ことさらに国会がきめるのか、あるいは国鉄法と法律で、公衆電気通信法とか、あるいは国鉄法とか、あるいはふりにいろいろ問題との関連はわかりませんが、せつかくこれは前回は大体意見が統一して、ここらには異議ないところなんです。もつと基本的な問題については、これは大臣仰せのように、いろいろ意見があるようでありまして、困難だと思つて、ここら辺については、意見の統一というものはないので、三十二条におつたものだろうかと、この疑念を持つたものから何かつたんですか、これは浅野さん、どうですかね、事務当局で……

○政府委員(浅野賢彦君) 先ほど先生がお説みになされました三月の質疑応答、これを拝見いたしておりました。受信料問題というのは、やはり根本的に検討を要する問題があるわけでありまして、大臣がただいま申し上げました点とともに、やはり今回の法律改正の場合には、やはりもう一度見直して見る必要がある、こういうことを考へておられます。

○鈴木強君 おかしいです。このいまの三十二条の改正で、受信料だけを免除していくというところが、全廃していくという、そういう考え方というものは、これよりもっと大事でしょう、私に言わせれば、それでいい。ましてや、受信料を幾らにするというのではないですから、要するに、受信料というものは、従来は「契約をしなければならぬ」という抽象論です。やはり支払わなければならない、というふうな明確に規定づけられる、国民も見てはいる限りは払うのだ、何だかんだ理屈を言つて払わなかつた、あるいは、どこかに行くえをくらまして意識的に滞納になつた、そ

う金が相当あるわけでしょう。ですから、これは、一つは、国民の道義の問題にあるかもしれませんが、法律的にはやはり明確にして、料金を払つてもらつた、こういう義務づけをしようというのがあるのだと思います。これは当然のことではないでしょうか。ですから、そういうことが、受信料をラジオだけなくするということになる、なおさら、一面、見ている人たちには、意識的にポイントなんかやらなくないようにしていただくか、あるいは良識を持って、やはり見たものは払つていくとか、そういうことを法律の姿勢としてやるべきではないかというのが考え方なんです。これはあなた当然ですよ、何も問題にならない。むしろ、あなたの言う受信料のほうの問題です。問題のあるものをこつちに出しておいて、こういうことを一面つけてやらないということがあるか、これはいいのではないですか。罰則は、これはありませんから、支払わなければならぬということにして、どうということにしても、罰則規定はないのですから、ひとつ義務規定としてきまつた。従来よりも、受信料を払わなければならぬと、きつとしたほうがいいのではないかと、これはまたまつた意見ですから、これはどこも文句をいうわけはないでしょうし、もし受信料、その受信料という全体の問題に關係して、將來、会長のおっしゃる通りに、特別の委員会までつくつてやらなければならぬと、その規定がきまらないうちに、受信料だけ免除しようとしていくと、これこそもつと慎重にすべきです。そこは、さっきの質疑で完全に了解できませんけれども、考へてくれると、言うから、大臣も来年受信料としてどうあるべきかというのを基本的に検討するとおっしゃるから、一応わかつたような気がしますが、そこら辺は近く検討するんだから、大臣だって、そういう点よく、せつかく出すなら、一緒にしたら三十二条は済むのです。また通常国会を出して、またやるでしょう、同じ条文を二回の国会にわたつて、そういうみつももないことしなくて済むのです。気がつかなくつたらつかなかつたと率直

に、気がつきませんでした、そうすべきであつたらうまういけませんでしたと言へばいいのです。○国務大臣(小林武治君) 鈴木さんの御意見、しごくもつとも、われわれもそうすべきであつたと思つてます。やはり多少の議論があつて固まらなかつたりして、ここへは入れなかつた、当面ごく最近のものだけにどめた、こういうことで、私は、お説はまことにこもつともであると思つてます。

○鈴木強君 それから、いまFM実験放送をやられておられますね、NHKは、これについては、ラジオの必要経費ですね、大体百十五億、これは番組費、技術費、人件費、受信者関係費、管理費、これを入れます、テレビ百九十二億、ラジオ百十五億と、四十二年度予算においては、FMは百十五億のほうに入つていられるのでしょうか、必要経費はどの程度にかつていられるのでしょうか、これちよつとお伺いします。

○参考人(志賀正信君) ただいまの鈴木先生の御質問でございますが、約百十五億の音声放送の経費の中で、十一億五千万程度がFMの経費ということになつていられるわけでございます。

○鈴木強君 それからカラオケのほうは、五百九十二億円の白黒、普通のテレビの放送経費として五百九十二億なんです、カラオケのほうは約三十一億あります、かかつていられるでしょうか、カラオケ放送に、こういうのはテレビの五百九十二億とは別になるのですか、これは。○参考人(志賀正信君) 五百九十一億のテレビの放送経費を御説明申し上げたのでございまして、この中で、カラオケの三十一億というのには、建設費を含めまして三十一億というふうに御説明を申し上げたことがございまして、建設費が四十二年度におきましては約十三億程度がカラオケの分というふうに御承知願ひたいと思つてます。○鈴木強君 私は、たとえばこのFM放送が、あとから大臣にまたお伺ひしますが、何かより本放送、本免許を、FMの免許をしようというふうな考え方も、大臣おありのようですけれども、その

問題は、もちろんいまNHKがだいたいぶやっております、さっき言ったように、八十何%ですか、八七%ものカバレッジでやっていると聞いています、相当NHKの場合普及していると思いが、それに今度は、カラーテレビが、将来、白黒と同じ程度やるようになった場合に、これはたいへんな放送費というものがかかってくるのじゃないでしょうか。そうすると、また、その料金の問題に戻ってくるのですけれども、たいへんなことになるような気がこの面だけでもするのですが、だいたいぶやですかね、大臣。ところが、FMが本放送になる、あるいはカラー放送がもつと多くなると、受信機、受信者もふえてきたというよりなときに、一体、そういうものに対する料金なんかも議論になると思うのですが、そこらは、将来、FMも一切来年きめる放送料というものがきまればその中に入る、カラーが幾ら発達して幾ら番組が伸びても、その点はもうその中に入ってくるのだ、そういう考え方でいくものでしょうか。

○参考人(前田義徳君) この点に関しましては、数年前、前会長、阿部会長の時代にそのような御質問を当委員会においてもいただきました、受信料の問題については、音声放送にFMという新しい放送が始まり、また、テレビジョン放送の中に、将来、カラー放送が実施される場合にも、少なくとも数年前のたてまえでは、われわれとしては、その当時の受信料を値上げする考えはないし、また同時に、それらの部門について特別の受信料を設定する考えもないということをお願いしております。で、この点については、私どもは、ことに会長としての私は、今日依然として同じような考え方を持っております。

○鈴木強君 それでは、その点はわかりました。協会の幾つかの質問をしたい中で、時間もあと一時間くらいですから十分できませんが、最初にお尋ねしたいのは、通信衛星の開発問題について、大臣にお尋ねしますが、すでに郵政省、電電、NHK、KDD、この四者で構成しております

す通信衛星放送連絡協議会、この技術委員会が衛星本体打ち上げのための具体的な対策というものができ上がったように聞いておるのですが、これはきまりましたか。

○政府委員(浅野賢澄君) 現在、御指摘の郵政省を中心とした四団体の協議会を取り運んでおります。国会その他各方面の御意向を体して、通信衛星の開発を一元化する必要がある、こういう面から、まず、きめておきますのは、一元化体制を打ち立てていく、それから、それに伴ったことで、四十四年度完成を目標にたたいま作業を進めております。ただし、これはロケット部門との関連もございまして、具体的な計画は科学技術庁並びに宇宙開発審議会と密接な連絡をとりつつ、現在、計画を進めておる段階でございます。

○鈴木強君 この技術委員会では、具体的な結論というのはいまだ出ておらず、それがわかっておいたら、知らしていただきたいと思っております。

○政府委員(浅野賢澄君) 技術委員会では現在、当初の方針に従いまして、四十四年度中に打ち上げる衛星をつくりましよう、それはロケットとのかね合いから、中高度で、ある程度の大きさを持つたもの、百五十になりますか、二百になりますか、まだ、これは大きさはいま検討中でございます。それを第一段階といたしまして、それに引き続きまして静止衛星を進めてまいる、こういうふうに考えて、いま検討中でございます。

○鈴木強君 大体、衛星本体の重量は二百キロと聞いておるのですが、それに間違いはないでしょうか。それから軌道は七千から一萬、中高度ですね。それから打ち上げは昭和四十四年度ですか、四十五年と違いますか。

○政府委員(浅野賢澄君) 四十四年度完成、四十五年度打ち上げ、こういうふうな計画をしております。それから、いま申されました二百キロと申しますのは、アローアンスを二割見まして、大体そんなものでどうかというところで、目下、まだ打ち合わせ中でございます、まだ決定いたしておりません。

○鈴木強君 そこで、宇宙開発の一元化構想というの、ただ単に郵政省、NHK、国際電電、電電公社と、こういう四者のものではなくして、特に打ち上げロケットの開発ですね、これについてはやはり、科学技術庁あるいは文部省ですね、こういうところとの関連というのはいま一元化問題でいろいろやっておりますが、なかなかうまくいかないですね。いかぬでしょうか。それで、私の知っている範囲においては、おそらく、ロケット開発の目標というもののテンポが非常におくれておます。だから、おたくのほうで四十四年に本体が完成して、四十五年に打ち上げる、こういう構想がそのままいけるのはちょっと思えないです。だから、もう少し郵政省も、大臣がそこらでひとつ連絡をとりつつ、科学技術庁なり、あるいは宇宙開発審議会というのがあるのですから、そういう審議会との連絡を密にしたいだいて、もう少し積極的姿勢というものを示さぬといかぬように思っています。これは、四十五年打ち上げというのは、四者の連絡協議会のほうで打ち上げといたして、四者の連絡協議会をほうで打ち上げといたして、科学技術庁あるいは東大なんか、ロケットの打ち上げは向こうでやるのですか、そのところがちょっと私にはわかりませんが、ちょっと質問が不明確だったと思っております、言いたいことは、ロケットの開発が非常におくれているから、その辺もひとつ十分考えながら、四者で協力できる点は、もっと積極的に協力していかぬか、そういう姿勢をひとつつくってもらいたいです。

○国務大臣(小林武治君) これは実は、ロケットと衛星とは一応切り離す。これを開発する途上においては、一応別々にやっても差しつかえない。お話のように、むしろ、いまおくれている

のは、私どもの想像でも、ロケットの問題が非常に困難であって、四十五年にやれるかやれぬかという点については、必ずしも自信がないのじゃないか、こういうふうな思いはありますが、それは、われわれのほうもそれに合わせてスロウダウンすべきかという、私はそれは考えない。こちらはやはり衛星そのものをつくることに大きな意義があつて、そしてロケットに乗せるということでありまして、われわれのほうは通信衛星そのものを開発しよう、ロケットもそれに合わせてもらいたい、それと調子を合わせてもらいたい、そういうことを注文をしているわけでありまして、そういう問題についての一元化はこれからの問題であつて、いま自民党においても、政府においても、いろいろ考えておられますが、まだこれについて具体的な協議が行なわれておらない。新聞等で見れば、宇宙開発委員会をつくる、あるいは宇宙開発局をその事務局にする、あるいは特殊法人をつくるか、いろいろなことが行なわれておりますが、まだ一つの成案としての協議の素材になっておらぬ、こういう状態でありまして、これはお説のように、われわれはまず通信衛星を開発する、しかし、ロケットがなければ意味がないというのでありますからして、両者は密接な連絡を保ちつつやるということは当然であります。ただ、われわれのほうは、幸いに通信衛星としての四者がうまくなるとして仕事ができそうです、この期待に沿うようにひとつロケットもやってもらいたい、こういうふうなことにいまなっておりますのでございます。

○鈴木強君 これは前の上田電波監理局長が技術委員長になられておるわけですね。これはNHKのほうからも出られると思うのですが、とかく予算も各ばらばらに取っておる。これをもつというならば、積極的にどっかでもまとめてやったら非常にいいじゃないかという気がするんですけど、これはいま言ってもしょうがないことなんだな。実際の実行上において、研究途上における、これは郵政省だとか、あるいは電電だとか、そ

の、私どもの想像でも、ロケットの問題が非常に困難であつて、四十五年にやれるかやれぬかという点については、必ずしも自信がないのじゃないか、こういうふうな思いはありますが、それは、われわれのほうもそれに合わせてスロウダウンすべきかという、私はそれは考えない。こちらはやはり衛星そのものをつくることに大きな意義があつて、そしてロケットに乗せるということでありまして、われわれのほうは通信衛星そのものを開発しよう、ロケットもそれに合わせてもらいたい、それと調子を合わせてもらいたい、そういうことを注文をしているわけでありまして、そういう問題についての一元化はこれからの問題であつて、いま自民党においても、政府においても、いろいろ考えておられますが、まだこれについて具体的な協議が行なわれておらない。新聞等で見れば、宇宙開発委員会をつくる、あるいは宇宙開発局をその事務局にする、あるいは特殊法人をつくるか、いろいろなことが行なわれておりますが、まだ一つの成案としての協議の素材になっておらぬ、こういう状態でありまして、これはお説のように、われわれはまず通信衛星を開発する、しかし、ロケットがなければ意味がないというのでありますからして、両者は密接な連絡を保ちつつやるということは当然であります。ただ、われわれのほうは、幸いに通信衛星としての四者がうまくなるとして仕事ができそうです、この期待に沿うようにひとつロケットもやってもらいたい、こういうふうなことにいまなっておりますのでございます。

の、私どもの想像でも、ロケットの問題が非常に困難であつて、四十五年にやれるかやれぬかという点については、必ずしも自信がないのじゃないか、こういうふうな思いはありますが、それは、われわれのほうもそれに合わせてスロウダウンすべきかという、私はそれは考えない。こちらはやはり衛星そのものをつくることに大きな意義があつて、そしてロケットに乗せるということでありまして、われわれのほうは通信衛星そのものを開発しよう、ロケットもそれに合わせてもらいたい、それと調子を合わせてもらいたい、そういうことを注文をしているわけでありまして、そういう問題についての一元化はこれからの問題であつて、いま自民党においても、政府においても、いろいろ考えておられますが、まだこれについて具体的な協議が行なわれておらない。新聞等で見れば、宇宙開発委員会をつくる、あるいは宇宙開発局をその事務局にする、あるいは特殊法人をつくるか、いろいろなことが行なわれておりますが、まだ一つの成案としての協議の素材になっておらぬ、こういう状態でありまして、これはお説のように、われわれはまず通信衛星を開発する、しかし、ロケットがなければ意味がないというのでありますからして、両者は密接な連絡を保ちつつやるということは当然であります。ただ、われわれのほうは、幸いに通信衛星としての四者がうまくなるとして仕事ができそうです、この期待に沿うようにひとつロケットもやってもらいたい、こういうふうなことにいまなっておりますのでございます。

いなわ張り根性はよもやないと思えますけれども、そういうことでは、要するに、総科学陣というか、科学陣を総動員して、そうして一体になつてやつていただくことを強く望んでおきたいのですけれども、会長どうですか、この連絡協議会です、技術委員会等を通じて、まああなたに前から非常に積極的に放送衛星の開発について意見を述べられているわけですが、いままでの経過の中で、大体協会のあなたが考えたような構想ですね、打ち上げロケットそのものはいまのような状況ですから一応おくと、研究開発についての協会の意見というものが十分に入つてうまくいっているんでしようか、あなたの見通しのようについておられますか。

○国務大臣(小林武治君) そのことも私は一言申し上げておきたいのでありますが、予算はいま別々に成立してあるが、場合によっては、予算利用等についても交錯する場面もあり得る。お互いに研究テーマをきめれば、そういうこともあり得る。かなり密接な関係を持つていきたい、こういうふうに考えておられます。

○参考人(前田義徳君) ただいまの御質問につきまして、現状においては、私は、この協議会を通じての四者協力の範囲でNHK自体の研究もかなり成果をあげつつあるというように感じております。

○鈴木強君 浅野さんね、これは科学技術庁のほうには、あなたのほうから、さつき技術委員会で大体まとまった案について相談をされましたか。

○政府委員(浅野賢澄君) 科学技術庁との間ではきわめて密接に連絡いたしておられます。技術委員会にも出席してもらつておりますし、あちらの会議にも出ておりますし、常時相談しながら現在進めておる次第であります。技術委員会の状況を見ておられます、回を重ねるごとに、非常に協調の度を増しております、いままでの状況を見ておきますと、非常に順調にやつておると、かように考えております。

○鈴木強君 それは非常にけっこうですが、科学

技術庁のほうでやつておられますロケット開発計画ですね、これは何か今月の中ごろには一応結論が出るようですね、見通しが言われておりますけれども、その点はどうなつておるんですか。

○政府委員(浅野賢澄君) その点を勘案しながら、いま通信衛星の大きさ、まあ最初に打ち上げます大きな、高度を定めておるわけでありまして、大体科学技術庁のほうも一応のめどは立つようになつておるんじゃないかと考えております。

○鈴木強君 なお、この点はひとつ一元化の大方針を立てているわけですから、それに対して四者が、より一いまだ大臣のおっしゃつたように、緊密にいつているわけですから、ひとつそのかたまりを、宇宙開発審議会もありまして、その中に持ち込んで、一元化の方向に積極的役割りを果たしていただくように、そうして、できるだけ目標が四十五年でありますならば、そこら辺には打ち上げられますように、東大がだいたい失敗しておりますから、なご国民は疑心暗鬼になつておると思つて、さういふ点は政府自体がもつともつと熱心になつてもらわなければ困るが、その点は大臣にひとつがんばつてもらいたい、こういうふうな思ひます。

それから、その次にお伺いしたいのは、沖縄の先島地区のテレビ置局の問題ですが、これについては、大体見通しとして、一法案も通つておりますね、援助法案が、ですから、見通しとして、いつごろになったらテレビ置局が開局できますか。

○国務大臣(小林武治君) いまの予定では、十一月完成で、十二月放送開始と、大体順調に進んでおるようでございます。

○鈴木強君 私ども、いま琉球立法院で沖縄地区の放送体系というものが変わるような法律改正がやられておると思うんですが、その中で、沖縄でも日本と同じように公共放送と民放の二本建てでいこうという、こういうふうな考えで、電波放送法の一部改正法案というものが審議されているように聞かれますが、その内容については、それ

で間違いないでしょうか。

○国務大臣(小林武治君) 沖縄ではいま民放局、二つ那覇にありますが、二つとも民放であること、今度の先島に対する施設を日本から寄贈するならば、それは少なくとも公共放送の形を向こうはとると、那覇の民放放送局についてもいま公共放送体にこれを変えよう、さういふことでは、いま御相談に相なつておられます。しかし、もしその那覇本島のもののみがまらぬでも、少なくとも先島地区のものは公共放送で受け入れると、さういふふうについておられます。

○鈴木強君 さうしますが、NHKとの関連で問題が出てくると思つて、新しく公共放送が誕生しますと、いまのOTVとRBCと二つの民放がそのまま存続して、新しく公共放送が生まれてくるのか、あるいは、いま二つある民放のうち、どつちかが公共放送として再スタートしていくのか、その点は私たちがわかりませんが、もしかりに民放二つに、新しく公共放送ができて三社でいくということになりますと、現在の沖縄との間のマイクローエープの回線の問題も出てくるでしょう、それからもう一つは、いまNHKが向こうと提携して提供しているニュースとかその他の番組についても、これに對する対策はどういうふうに進んでいるのかです。

○国務大臣(小林武治君) いまの沖縄は、両方ともひとつ公共放送に改組しよう、さういふ御計画のようでありまして、だから、一つの公共放送にしたいと……。

○鈴木強君 さうすると大臣、民放をなくして、この二つ、OTVとRBCを一本として、これを公共放送一本にしていく、さういふことですか。さうしますと、これは一局にして、民放をなくしていく。昔の日本と同じような形に返ると思つて、さうすると、もっと、より以上にNHKは、この公共放送との間に、ネットワークの配慮をしなければならぬと思つて、さうい

準備は一体協会としてはどういうふうになさつておられますか。まだ法律が通らぬのだから、いま聞くのはどうかと思つて、しかし、準備は、もう十一月にでき上がるさうでございますので、準備なさつておつたら、いまださういふ準備をなさつておるか、伺いたい。

○参考人(前田義徳君) 私どもの立場といたしましては、日本国政府と琉球政府との関係よりも、もっと間接的な立場に存在するわけですが、さういふ方向にいく場合においても、二つございまして、先島だけを公共放送にする、あるいは那覇の両局をも公共放送化する、いかなる場合にも、政府の指示並びに琉球政府の要望もしくは将来でさうが公共放送、これの要望に沿ひ得る準備を整えておることになると思つておられます。

○鈴木強君 わかりました。その点ひとつ支障のないように、ぜひ体制をつくつていただきたいとお願ひしておきます。

それから最近、テレビ受信の場合のビル陰障害問題というのが出ておるのですが、難視聴地域の解消とあわせて、これは新しくできた現象だと思つて、さういふものについて、協会としてはどういう具体的な対策をとつておられますか。また、政府としては、法律的にある程度、三十六階のああいものが出てきますと、これは電波の伝搬というものが非常に障害を受けてくると思つて、電電公社のマイクローエープの障害について、この前、電波法をちよつと変えましたが、ああいふふうなことが必要になつてくるんじゃないかと思つて、さういふふうなことに、さういふことについて、郵政省の考え方と、それからNHKのほうで具体的に考えている点があったら、さういふ点なのか、この機会に聞きたいと思つておられます。

○政府委員(浅野賢澄君) 三十六階のビルができておりました、ただいまの御意見のような問題が急に出てきたわけでありまして、現在までの状況であります、雑音防止対策協議会というのを設けま

して、関係各団体集まってももらいまして、極力そういういた雑音並びに電波障害の除去につとめてまいったわけでありまして。ただ、こういって超高層ビルが出てまいりますと、一そう根本的な対策が必要になるように考えております。したがって、雑音防止協議会にも、建設省、住宅公団、住宅協会、こういってのも今度に入ってもらいまして、現在対策の打ち合わせ中でありまして。ただ非常にむずかしい点は、日照権でありますとか、こういってものが外国におきましても非常に議論になっておるようでありまして、なかなかさういった権利を一つの権利として認めるという事態にはならないのではないか、電波障害につきましても、また別の角度から相互の協力という面では、また別の問題が多いようでございます。そういって、慎重に十分今後検討を進めてまいりたいと思っております。

○参考人(佐野弘吉君) ただいまの御質問にお答えいたします。

御指摘のように、最近におきます高層ビルの建築ラッシュで、非常にビル陰と称します事象が起きてまいっております。たとえばNHKで取り扱いました件数で申し上げますと、三十九年にわずか九十三件でございましたが、四十一年、昨年には四百五十三件、これによりまして受信改善をいたした件数が一万件になるわけでございますが、いずれにいたしましても、この現象が一種の社会的な公害問題という形になっていることは事実でございます。この電波障害というものを今日技術的に直ちに打開するという事は困難でございます。このビル陰で発生をいたしました受信障害をどのように改善をいたすかという、具体的な改善方法について、先ほど申し上げましたように、件数の増大というより、NHKが積極的に取り組んでいくわけでございます。これを解決します方法といたしまして、私も、そのビルの屋上に共同のアンテナを用います、いわゆるアンテナ出力分配方式という形で解決するのが一つと、個別にアンテナを改善していくというやり方

の二つで取り扱っております。この関係につきましては、実はしばしば、受信障害を受けます側について法的な保護がございませんので、建築主と受信者の間でトラブルが発生することが間々ございまして。協会といたしましては、この間に立ちまわって、円満に解決するように、お話がおりますれば、あるいはお話がなくても、そういう事象に積極的に仲介の労をとりまして、先ほど申し上げましたような技術的な改善をいたしているわけでありまして。今後、この間の解決と申しますか、建造物の障害につきましても、郵政省あるいは建設省など、関係方面に対して、その御検討をお願いいたし、かつ、たまたま電波監理局長が御発言なさいました雑音防止協議会というものの中に、郵政省並びにNHKが積極的に中核となつてこの問題の解決に当たると同時に、最近におきまして、建設省からもこの会議にお加わりくださるというような方向に進んでいくわけでございます。

○鈴木強君 それは何ででしょうか、いろいろ御苦労をいたしておることはわかりましたが、実際にビルが建つた場合、影響が出てくる、そういうような場合には、その近くの人たちはすぐわかりますから、NHKなりどこかに、直してくれというような文句が来ると思ひますが、しかし、そうでなくて、かなり距離が離れている場合でも、そういう影響がないとも限りませんが、そういうような場合には、一体これはどういふことなんでしょうかという疑問を持たれると思ひますが、いろいろのケースがあると思ひますが、まず、ものすごい苦情を言つて、どうにもならぬような、そういうひどいものはないのでしょうか。東京あたりですと、ある程度画面がどうとかかなるとか、そういう程度なんでしょうか。

○参考人(佐野弘吉君) 先ほど来高層ビルで引例をいたしましたが、率直に申し上げます、最近の電力事情の発展と申しますか、高架線、送電線の高架とか、あるいは鉄道、道路等の高架というようなことから障害が起きる、あるいは東京都内にもしばしば見受けられますゴルフの練習場の金

網から障害が発するといふような事象がございまして。ただ、私ども、これを手がけまして、比較的に相当の高層ビルでございまして、被害を受けます世帯の数は、平均して意外にわずかでございます。相当のビルでも、二、三十件、多くて百件ぐらゐという事で、やはりそのビルのすぐ周辺にありまして建物がいま申し上げたような数字として出てまいります。相対離れた地域でそういうような直接ビル陰というよりな形で出てくることはなにより聞いております。

○鈴木強君 これはちよつとどういふ原因かわからないのですが、せんだつて静岡県の長岡に私行きました、長岡の、あれは私鉄の駅から川を越して松城館というのがあります。そこへ私泊まつたのです。ところが、そこは共同アンテナでやっております。すけれども、どうも私見しておつて映像が全然だめなんです。聞いてみますと、共同アンテナでやつておるのだけれども、そうなるつてしまつて、電気屋さんに言つて、そのときだけちよつといいと言つたので、帰つちやうとまた悪くなると、そういうことを繰り返しているやうなんです。私はそれはどういふ影響かちよつとわかりませんが、それはどういふ影響かちよつと苦情を聞いたもので、じゃまた機会があったら協会のほうに調べていただくように頼んであげましょうと言つておいたのですけれども、これはおそろく協会の補助金をもらつて共同アンテナを引いているのだと思ひますから、ひとつたいへんお忙しいでしようけれども、何か機会がありましたら、ひとつ早急に調べていただきたいと思います。松城館という旅館ですら、行けばわかります。そこで見て非常に映像が悪いのですが、その点ひとつぜひ見てやつてもらいたいと思ひますが、どうでしょうか。

○参考人(佐野弘吉君) さつそく手配をいたして調査をいたしたいと思ひます。

○鈴木強君 私はまだまだ質問が続くのです。すつと続くのですが、委員長からの何か御注意も

ありますし、委員会の御希望もあるでしようから、私はこれで、最後に一つだけ何つてやめさせていただきます。まだたいへんあるのですが、これは保留させていただきますにして、もう一つだけでやめます。

それは、電波・放送法が遺憾ながらこの国会に出でまいりませんでした。したがつて、これは次の通常国会に出すやうな御方針なのか、とても郵政大臣としてはやつてみたけれども荷が重過ぎてなかなか困難だ、したがつて、次の国会に出すやうにいま考えているが、なかなかさうもいかないというよりな消極論なのか、その辺をひとつ、あなたの手がけてこられました期間に御苦労されていると思ひますから、お見通しをひとつ何つておきたいと思ひます。そこで私は、この前も、そういう立場に立つと、大臣が最近新聞等に御発表になつておりますUHFの免許方針の問題にしても、FMの免許方針の問題にしても、いろいろ新聞紙上で伺ひますが、法律改正がない中で、行政的に現行法によつてやられておりますが、そういう基本的な問題については、きよらは時間がありませんから、私はそれは次に譲りますが、ただ心配になりますのは、民放二十五社が従来から相互乗り入れという方法で、新しい法律が改正されるまで——されてもさういふ相互乗り入れの方法でやつてもらいたいという強い陳情がございました。これはおそろく大臣のところにも最近聞いています。それから、そのほか従来から問題になつております北九州なり、あるいは大阪の民放四局の中継局をつくつてもらいたいという陳情なんです。あるいは名古屋なり、そういうところからいろいろ要請があると思ひますが、聞くところによると、たとえば名古屋、静岡あたりはUHFによつて免許を複数にしていく、こういふやうなお話もちよつと聞くのですけれども、さうすると、二十五社の中で、それでは名古屋とか静岡というのは営業かせぎ高が何億以上のところになるのかどうか知りませんが、複数でやるとUHFで開局できるといふやうな話もわれわれの耳に入ってくるの

ですけれども、やはり前回の最初のときの免許方針のときに、非常に行政上いろいろな問題があったことを私たちは知っています。放送行政調査会の答申の中にもそのことが非常に強くうたつてございまして、一步間違いますとんでもないことが出てくると思えます。それで、私はFMなりUHFの根本免許方針というのは、過去の苦い経験の中で、ほんとうに正しく冷静に放送としての使命が果たせるように、やはりガラス箱の中で免許方針をきめて、そうして、これを認可していくというふうなことになるかとやはりいいなと思うのですが、残念ながら、放送行政委員会というのが、法律改正が出てきませんとできませんので、現行法でやるとすれば、大臣権限です。そうなりますと、やはりいろいろな事、うつつわさというか、デマというか、私よくわかりませんが、最近かなり強く入ってきているのであります。次官や何かの更迭の問題もうわさに聞かれますが、盛んに一連の人事の問題ともいろいろ関連して話がありますけれども、私は、そういうことはうわさですから、うわさとして受けとめておくだけでいいから、そういうことをここで言うのもどうかと思えますが、ただ、私も一応事業に関心を持つて一人として、そういうふうな動きもありませんから、この際、大臣に根本的な免許方針というものをどういうふうにきめて、いつごろ、あなたがら、こちよこ言われるようなFMなりあるいはUHFというものの本免許というところをやっていくのか、それには、こういうふうにいふという基本線を、やはり国民の前に写真表示していただく必要があるように思えます。それとも、それはやめて、放送法、電波法を次の国会に出して、それで通つたらやるといふなら、これはまた次の将来のことですからいいのです。どうもそうでもなさそうですから、いままでの大臣の御説明を聞いておきます。そこで、具体的に二十五社とか、従来から問題になっておきます点について、どういふふうな方針でいまおられるのか、その点だけきょうは承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(小林武治君) これはごくかいつまんて申し上げれば、いまの放送法、電波法の提案については、積極的な意図を持つておられる、こういうことはまず申し上げておきます。しかし、持っているが、あとは国会の問題になるので、国会がうまく通るかどうかというところも今後の問題でわれわれ予想できない。したがって、延びる場合も、これは国会審議の過程において必ずしもうまくいかどうかかわりません。したがって、従来からいわれる懸案と称されるようなものは、ひとつ現行法で処置をしたい、こういうふうな思つておられるが、しかし、要は、常識的に考えれば、やはりそういう根本的な法規を改正してからのほうがよろうという意見もありますから、やるとしても、きわめて限局された範囲であるべきだ、こういうふうな考へておられます。しかし、民放自体については、御承知のように、何と調査会からも、これは将来複数局にすべきだ、こういう意見が出ておられるし、私も将来の問題としては、やはりできるところから複数局になっていくべきであると思ひ、こういうことも考へておられます。それから、いまの乗り入れなどの問題は、この際はその問題にならない、こういうふうな考へておられます。こういうことで大体おわかりかと思ひます。したがって、またやるのはいつかといへば、やはり十二月までには、年内にはと、こういうふうな程度のことを考へておられる、こういうことでございませう。それから、それをやるについても、基本的なある程度の計画をつくつて、将来もそれに準拠するようなものをつくつべきである、これは発表するせぬは別として、そういうものはつくらなければならぬ、こういうことも考へておられます。

○鈴木強君 もう少し私は失礼ですが、何と考へておきたいのです。十二月ごろ、年内だといふことはわかりました。そこで、FMとUHFと両方についてやろうとするのか、どうですか。それからもう一つは、Uの場合、相互乗り入れの問題はやらぬといふことはわかりましたが、しからば、二十五社、最低を見ますと単数局しかない二十五社が盛んに大臣にも陳情書を出していると思ひますが、二十五の最低一放送局のある県の中で、幾つかの県というものは、やはりUの免許によつて開局していく、複数化していくといふことになるのかどうか。これは答申にも最低二局といふことはうたわれているわけですからいいと思ひますが、そういう点については、どうなんですか、幾つかのところはやはりやるといふ方針なのかどうかですか。

○国務大臣(小林武治君) これは最終的に順次そういうのが聴視者の心からの要望であるから、そういう事態はやがて来ると思ひますし、また、今回の際も必ずしも一つも入らぬといふふうなことは考へておられません。それからFMの問題も、これはもうすでに実験とかなんといつても、五年も七年もやつていない、こういう状態は私はいつまでもおくべきではない。きのうも衆議院でも問題になつたように、いつまで試行しているか、いつまで実用化試験をしているかといふことで、これにはおのずから常識的に、時間にも地域にも限度があつておられる。そういう意味で、これらもやりたいといふことは考へておられるが、しかし、なかなか一緒にできるという問題でありませぬ。しかし、少なくとも政府がこういうことをひとつの処置をしたいといふふうなことで出発しなければ、いつまでたつてもできないんですから、私はこれはやるべきである、こういうふうな考へを持つておられるが、一緒にやり得るかどうかといふことになる、おのずからこれは物理的にも、いろいろな事務処理の關係からもできない場合もあるが、しかし、そういうつもりでひとつ仕事も進めなければならぬといふことでございませぬ。

○鈴木強君 私は一つ希望しておきたいのは、免許の方針ですね、これは私はできればここで何回したいんですが、時間がないようですから次に回しますけれども、この免許の方針というものをびしりとつづつて、これをやっぱり国民の前に早く示して、そうして今度のFM、UHFについてはこういう方針でいくのだといふことを広く国民に示して、チャンネルプランを立てて、FMについてもすべてそろそろすけれども、たとえば、私はもう四年くらい前の三月ごろ質問したら、桜の花の咲くころには免許すると言つておきながら、もう遠い四年も五年も過去の昔になつておられます。放置しておくといふことは、怠慢もはなはだしと思ひます。それはいいですけれども、そういうことは積極的にやつてもらつていいが、やはり問題ですね。法律改正をするから、それまで待つんだと、われわれが一体どうしたんだと言つたら、いや法律改正ができるまでと言つて、のがれてきたんです。法律改正ができないとするならば、もう従前の方針で措置して運営していく、しかし、あなたがらと言ふんなら、それはそれでいいでしょう。やる場合に、三十三年ころの田中角榮さんころのようないふやうに、やはり私は国民にその写真表示をして、そうして広く周知する中で、この方針に基づいてやつてもらいたい、こういうことを私は強く希望しておきます。だから、浅野さんのほうで事務的にやつておられると思いますが、作業を進めていいと思ひます。そこで早く方針をきめて、国民の前に明らかにしてください。これだけ一つ約束できますか。

○国務大臣(小林武治君) これは方針なり基本計画はつくるべきだ、だから、いま申すように、発表するかどうかは別として、われわれはそれをつづつて、それに将来にわたつて準拠するようになりたい、こういうふうな考へておられます。

○鈴木強君 これじゃだめです。これはあとで続けます。これで終わります。

○委員長(森中守義君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

次回は明七月二十一日金曜日午前十時を予定し、本日はこれにて散会をいたします。

午後五時三分散会

七月十八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、簡易郵便局法改正に関する請願(第三四八三三号)(第三四八四号)(第三四八五号)(第三四八六号)(第三四八七号)(第三四八八号)(第三四八九号)(第三四九〇号)(第三四九一号)(第三四九七号)(第三四九八号)(第三四九九号)(第三五〇〇号)(第三五〇一号)(第三五〇二号)(第三五〇三号)(第三五〇四号)(第三五〇五号)(第三五〇六号)(第三五〇七号)(第三五〇八号)(第三五〇九号)(第三五一〇号)(第三五一一号)(第三五一二号)(第三五一三号)(第三五一四号)(第三五一五号)(第三五一六号)(第三五一七号)(第三五一八号)(第三五一九号)(第三五二〇号)(第三五二一号)(第三五二二号)(第三五二三号)(第三五二四号)(第三五二五号)(第三五二六号)(第三五二七号)(第三五二八号)(第三五二九号)(第三五三〇号)(第三五三一号)(第三五三二号)(第三五三三号)(第三五三四号)(第三五三五号)(第三五三六号)(第三五三七号)(第三五三八号)(第三五三九号)(第三五四〇号)(第三五四一号)(第三五四二号)(第三五四三号)(第三五四四号)(第三五四五号)(第三五四六号)(第三五四七号)(第三五四八号)(第三五四九号)(第三五五〇号)(第三五五一号)(第三五五二号)(第三五五三号)(第三五五四号)(第三五五五号)(第三五五六号)(第三五五七号)(第三五五八号)(第三五五九号)(第三五六〇号)(第三五六一号)(第三五六二号)(第三五六三号)(第三五六四号)(第三五六五号)(第三五六六号)(第三五六七号)(第三五六八号)(第三五六九号)(第三五七〇号)(第三五七一号)(第三五七二号)(第三五七三号)(第三五七四号)(第三五七五号)(第三五七六号)(第三五七七号)(第三五七八号)(第三五七九号)(第三五八〇号)(第三五八一号)(第三五八二号)(第三五八三号)(第三五八四号)(第三五八五号)(第三五八六号)(第三五八七号)(第三五八八号)(第三五八九号)(第三五九〇号)(第三五九一号)(第三五九二号)(第三五九三号)(第三五九四号)(第三五九五号)(第三五九六号)(第三五九七号)(第三五九八号)(第三五九九号)(第三六〇〇号)(第三六〇一号)(第三六〇二号)(第三六〇三号)(第三六〇四号)(第三六〇五号)(第三六〇六号)(第三六〇七号)(第三六〇八号)(第三六〇九号)(第三六一〇号)(第三六一一号)(第三六一二号)(第三六一三号)(第三六一四号)(第三六一五号)(第三六一六号)(第三六一七号)(第三六一八号)(第三六一九号)(第三六二〇号)(第三六二一号)(第三六二二号)(第三六二三号)(第三六二四号)(第三六二五号)(第三六二六号)(第三六二七号)(第三六二八号)(第三六二九号)(第三六三〇号)(第三六三一号)(第三六三二号)(第三六三三号)(第三六三四号)(第三六三五号)(第三六三六号)(第三六三七号)(第三六三八号)(第三六三九号)(第三六四〇号)(第三六四一号)(第三六四二号)(第三六四三号)(第三六四四号)(第三六四五号)(第三六四六号)(第三六四七号)(第三六四八号)(第三六四九号)(第三六五〇号)(第三六五一号)(第三六五二号)(第三六五三号)(第三六五四号)(第三六五五号)(第三六五六号)(第三六五七号)(第三六五八号)(第三六五九号)(第三六六〇号)(第三六六一号)(第三六六二号)(第三六六三号)(第三六六四号)(第三六六五号)(第三六六六号)(第三六六七号)(第三六六八号)(第三六六九号)(第三六七〇号)(第三六七一号)(第三六七二号)(第三六七三号)(第三六七四号)(第三六七五号)(第三六七六号)(第三六七七号)(第三六七八号)(第三六七九号)(第三七八〇号)(第三七八一号)(第三七八二号)(第三七八三号)(第三七八四号)(第三七八五号)(第三七八六号)(第三七八七号)(第三七八八号)(第三七八九号)(第三七九〇号)(第三七九一号)(第三七九二号)(第三七九三号)(第三七九四号)(第三七九五号)(第三七九六号)(第三七九七号)(第三七九八号)(第三七九九号)(第三八〇〇号)(第三八〇一号)(第三八〇二号)(第三八〇三号)(第三八〇四号)(第三八〇五号)(第三八〇六号)(第三八〇七号)(第三八〇八号)(第三八〇九号)(第三八一〇号)(第三八一一号)(第三八一二号)(第三八一三号)(第三八一四号)(第三八一五号)(第三八一六号)(第三八一七号)(第三八一八号)(第三八一九号)(第三八二〇号)(第三八二一号)(第三八二二号)(第三八二三号)(第三八二四号)(第三八二五号)(第三八二六号)(第三八二七号)(第三八二八号)(第三八二九号)(第三八三〇号)(第三八三一号)(第三八三二号)(第三八三三号)(第三八三四号)(第三八三五号)(第三八三六号)(第三八三七号)(第三八三八号)(第三八三九号)(第三八四〇号)(第三八四一号)(第三八四二号)(第三八四三号)(第三八四四号)(第三八四五号)(第三八四六号)(第三八四七号)(第三八四八号)(第三八四九号)(第三八五〇号)(第三八五一号)(第三八五二号)(第三八五三号)(第三八五四号)(第三八五五号)(第三八五六号)(第三八五七号)(第三八五八号)(第三八五九号)(第三八六〇号)(第三八六一号)(第三八六二号)(第三八六三号)(第三八六四号)(第三八六五号)(第三八六六号)(第三八六七号)(第三八六八号)(第三八六九号)(第三八七〇号)(第三八七一号)(第三八七二号)(第三八七三号)(第三八七四号)(第三八七五号)(第三八七六号)(第三八七七号)(第三八七八号)(第三八七九号)(第三八八〇号)(第三八八一号)(第三八八二号)(第三八八三号)(第三八八四号)(第三八八五号)(第三八八六号)(第三八八七号)(第三八八八号)(第三八八九号)(第三八九〇号)(第三八九一号)(第三八九二号)(第三八九三号)(第三八九四号)(第三八九五号)(第三八九六号)(第三八九七号)(第三八九八号)(第三八九九号)(第三九〇〇号)(第三九〇一号)(第三九〇二号)(第三九〇三号)(第三九〇四号)(第三九〇五号)(第三九〇六号)(第三九〇七号)(第三九〇八号)(第三九〇九号)(第三九一〇号)(第三九一一号)(第三九一二号)(第三九一三号)(第三九一四号)(第三九一五号)(第三九一六号)(第三九一七号)(第三九一八号)(第三九一九号)(第三九二〇号)(第三九二一号)(第三九二二号)(第三九二三号)(第三九二四号)(第三九二五号)(第三九二六号)(第三九二七号)(第三九二八号)(第三九二九号)(第三九三〇号)(第三九三一号)(第三九三二号)(第三九三三号)(第三九三四号)(第三九三五号)(第三九三六号)(第三九三七号)(第三九三八号)(第三九三九号)(第三九四〇号)(第三九四一号)(第三九四二号)(第三九四三号)(第三九四四号)(第三九四五号)(第三九四六号)(第三九四七号)(第三九四八号)(第三九四九号)(第三九五〇号)(第三九五一号)(第三九五二号)(第三九五三号)(第三九五四号)(第三九五五号)(第三九五六号)(第三九五七号)(第三九五八号)(第三九五九号)(第三九六〇号)(第三九六一号)(第三九六二号)(第三九六三号)(第三九六四号)(第三九六五号)(第三九六六号)(第三九六七号)(第三九六八号)(第三九六九号)(第三九七〇号)(第三九七一号)(第三九七二号)(第三九七三号)(第三九七四号)(第三九七五号)(第三九七六号)(第三九七七号)(第三九七八号)(第三九七九号)(第三九八〇号)(第三九八一号)(第三九八二号)(第三九八三号)(第三九八四号)(第三九八五号)(第三九八六号)(第三九八七号)(第三九八八号)(第三九八九号)(第三九九〇号)(第三九九一号)(第三九九二号)(第三九九三号)(第三九九四号)(第三九九五号)(第三九九六号)(第三九九七号)(第三九九八号)(第三九九九号)(第四〇〇〇号)

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。
第三四八六号 昭和四十二年七月七日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(二通)
請願者 滋賀県大津市滋賀里町二二八滋賀里簡易郵便局内 村上治外一名
紹介議員 奥村 悦造君
この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。
第三四八七号 昭和四十二年七月七日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(二通)
請願者 鹿児島県薩摩郡那答院町上手簡易郵便局内 小田原秀人外一名
紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。
第三四八八号 昭和四十二年七月七日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(三通)
請願者 山形県東田川郡余目町西袋簡易郵便局内 佐藤正一外二名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。
第三四八九号 昭和四十二年七月七日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(四通)
請願者 鹿児島県国分市郡田町郡田簡易郵便局内 前田喜助外三名
紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。
第三四九〇号 昭和四十二年七月七日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(五通)
請願者 島根県八束郡東出雲町上意東簡易郵便局内 一瀬光子外四名
紹介議員 山本 利壽君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。
第三四八四号 昭和四十二年七月七日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 長野県小諸市菱平一、七八〇菱平簡易郵便局内 花岡つねよ
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。
第三四八五号 昭和四十二年七月七日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(二通)
請願者 福島県河沼郡津坂下町宮古簡易郵便局内 佐々木トメノ外一名
紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。
第三四九一号 昭和四十二年七月七日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(十八通)
請願者 愛知県蒲郡市金平町金平簡易郵便局内 斎藤計治外十七名
紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。
第三四九七号 昭和四十二年七月七日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 福岡県三池郡高田町鷺山簡易郵便局内 山崎利治
紹介議員 森部 隆輔君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。
第三四九八号 昭和四十二年七月七日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(二通)
請願者 栃木県大田原市西原町大田原西原簡易郵便局内 桜岡茂一外一名
紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。
第三五〇四号 昭和四十二年七月七日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 新潟県中頸城郡頸城村三分一簡易郵便局内 白鳥隆三
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。
第三五〇五号 昭和四十二年七月八日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 岐阜県加茂市東白川町五加茂簡易郵便局内 古田国栄
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。
第三五〇六号 昭和四十二年七月八日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(二通)
請願者 高知県香美郡香北町谷相簡易郵便局内 小松国平外一名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。
第三五〇七号 昭和四十二年七月八日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 長野県小諸市磯町甲三、七六三ノ三東雲簡易郵便局内 小山金代
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。
第三五〇八号 昭和四十二年七月八日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 北海道帯広市愛国町愛国簡易郵便局内 上田三郎
紹介議員 高橋雄之助君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。
第三五〇九号 昭和四十二年七月八日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(四通)
請願者 長崎県西彼杵郡西海村太田和簡易郵便局内 中尾タケ外三名
紹介議員 久保 勘一君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。
第三六一八号 昭和四十二年七月八日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 宮城県宮城郡宮城町陸前白沢簡易郵便局内 石垣喜三郎外一名
紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。
第三六八九号 昭和四十二年七月八日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 京都府加佐郡大江町公庄簡易郵便局内 勝井正巳
紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。
第三六三三六号 昭和四十二年七月八日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(二通)
請願者 高知県香美郡香北町谷相簡易郵便局内 小松国平外一名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。
第三六三三七号 昭和四十二年七月八日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 長野県小諸市磯町甲三、七六三ノ三東雲簡易郵便局内 小山金代
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。
第三六三三八号 昭和四十二年七月八日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 北海道帯広市愛国町愛国簡易郵便局内 上田三郎
紹介議員 高橋雄之助君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。
第三六三三九号 昭和四十二年七月八日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(四通)
請願者 長崎県西彼杵郡西海村太田和簡易郵便局内 中尾タケ外三名
紹介議員 久保 勘一君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。
第三六三八八号 昭和四十二年七月八日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 宮城県宮城郡宮城町陸前白沢簡易郵便局内 石垣喜三郎外一名
紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第五三七号と同じである。
第三六八九号 昭和四十二年七月八日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 京都府加佐郡大江町公庄簡易郵便局内 勝井正巳
紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六九〇号 昭和四十二年七月八日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 福島県三好郡山城町山城谷簡易郵便局内 吉岡安雄
紹介議員 梶原 茂嘉君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六九一号 昭和四十二年七月八日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(二通)
請願者 高知県安芸市本町東浜簡易郵便局内 楠目春美外一名
紹介議員 山崎 齊君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七三八号 昭和四十二年七月十日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(二通)
請願者 高知県安芸市川北川北簡易郵便局内 樋口寿喜外一名
紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七三九号 昭和四十二年七月十日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 岐阜県加茂郡東白川村五加茂簡易郵便局内 古田俊子
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七四〇号 昭和四十二年七月十日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 長野県小諸市滝原滝原簡易郵便局内 樺山登
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七七九号 昭和四十二年七月十日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 高知県香美郡香北町谷相簡易郵便局内 小松音野

紹介議員 堀見 俊二君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七八〇号 昭和四十二年七月十日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 京都府与謝郡野田川町岩屋簡易郵便局内 坂根光男
紹介議員 高山 恒雄君
この請願の趣旨は、第五三七七号と同じである。

第三七八一号 昭和四十二年七月十日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(三通)
請願者 京都府相楽郡加茂町当尾簡易郵便局内 今西信義外二名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七八二号 昭和四十二年七月十日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(三通)
請願者 島根県八束郡八雲町平原平原簡易郵便局内 三島千代子外二名
紹介議員 山本 利壽君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七八三号 昭和四十二年七月十日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(五通)
請願者 三重県員弁郡大安町平塚簡易郵便局内 小林みつ子外四名
紹介議員 井野 碩哉君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三八九〇号 昭和四十二年七月十一日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 長野県小諸市諸簡易郵便局内 花園和子
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三八九一号 昭和四十二年七月十一日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 栃木県塩谷郡塩原町中塩原簡易郵便局内 長谷部信生
紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三八九二号 昭和四十二年七月十一日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 長野県上伊那郡高遠町河南簡易郵便局内 春日顕雄
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三八九三号 昭和四十二年七月十一日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 北海道浦河郡浦河町東町簡易郵便局内 鈴木震一
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第五三七七号と同じである。

第三八九四号 昭和四十二年七月十一日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(三通)
請願者 岐阜県大野郡白川村小白川簡易郵便局内 飯波与次郎外二名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四〇二四号 昭和四十二年七月十二日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 長野県南佐久郡白田町白田駅前簡易郵便局内 田中茂門
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四〇二五号 昭和四十二年七月十二日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 愛媛県南宇和郡御荘町菊川簡易郵便局内 小笠山光子

紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四〇二六号 昭和四十二年七月十二日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 滋賀県大津市追分町大津藤尾簡易郵便局内 川村鶴吉
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第五三七七号と同じである。

第四〇二七号 昭和四十二年七月十二日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 山梨県北巨摩郡須玉町東小尾簡易郵便局内 白倉美子
紹介議員 吉江 勝保君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四一〇六号 昭和四十二年七月十三日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 山梨県東山梨郡牧丘町中牧簡易郵便局内 藤科儀堂
紹介議員 吉江 勝保君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四一〇七号 昭和四十二年七月十三日受理
簡易郵便局法改正に関する請願
請願者 兵庫県宍粟郡千種町鷹巣簡易郵便局内 春名五右衛門
紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四一〇八号 昭和四十二年七月十三日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(四通)
請願者 岡山県英田郡英田町下山一三二ノ四下山簡易郵便局内 丸本賢外三名
紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四一〇九号 昭和四十二年七月十三日受理
簡易郵便局法改正に関する請願（四通）

請願者 長崎県平戸市宝亀町宝亀簡易郵便局内 石田辰之助外三名

紹介議員 久保 勘一君
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四一〇一〇号 昭和四十二年七月十三日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 新潟県中頸城郡清里村棚田二三九ノ一棚田簡易郵便局内 中村二三

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六九六号 昭和四十二年七月八日受理

有線放送電話に関する請願

請願者 岩手県西磐井郡花泉町浦津字一ノ町一花泉町農業協同組合長 佐藤逸郎

紹介議員 谷村 貞治君

有線放送電話に関し、左記の措置を講ぜられたい。
一、農山村振興に適合した有線放送電話の性格を認め、地域の実情に即したいつそう適切な措置を講ずること。

二、有線放送電話の許可基準（認定基準）を農山村の現状に即して緩和すること。

三、有線放送電話の接続通話の通話範囲を利用上の実情に即して改善すること。

四、電々公社が試行中の農村集団自動電話の実態を究明し、すみやかに適切な措置を講ずること。

理由

有線放送電話は、農山村の振興に重要な役割をもつとともに、地域住民の日常生活に欠くことのできない広報連絡機関となっている。これがため、政府においても積極的な助成措置が講ぜられ、現在全国で二千五百施設三百万加入、岩手県においても四十五施設四万九千戸に及ぶ加入をみ、健全な成長発展をとげている。

昭和四十二年七月三十一日印刷

昭和四十二年八月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局